

行政法

- 1 行政を積極的に定義しようとする、「行政とは国家作用のうち立法と司法を除いたもの」と定義することとなる。
- 2 権力関係である公法関係には私法が適用されないので、租税滞納処分で国が土地を差し押さえたとき、国は民法第177条の「第三者」とはならない。
- 3 地方公共団体の議会が制定する条例は当然行政法の法源となるが、地方公共団体の長が制定する規則もまた行政法の法源となる。
- 4 判例は、政令の公布が官報によることを認めているが、これは法令の公布が官報によるという慣習法を認めていると解される。
- 5 行政が私人の自由と財産を侵害する行為についてのみ法律の根拠を必要とする、という「侵害留保の原則」は、主に民主主義的イデオロギーによって支えられてきた。
- 6 信義則は法の一般原理として行政法上の関係にも適用があるが、租税関係については法律による行政の原理、特に租税法律主義の原則が貫かれるべきなので、信義則の適用については慎重でなければならない、とするのが判例である。
- 7 現行憲法の下では、行政権が法律に基づくことなく独自の立場で命令を発し、国民の権利・義務に関する一般的な定めを創設することは許されない。
- 8 通達は行政機関相互の間で効力をもつに過ぎないから、裁判所は法令の解釈にあたっては通達に示された法令の解釈とは異なる独自の解釈をすることができる。
- 9 「許可」とは、すでに法令または行政行為によって課されている作為義務を、特定の場合に解除する行為である。
- 10 「免除」とは、すでに法令または行政行為によって課されている一般的禁止を、特定の場合に解除する行為である。
- 11 「認可」とは、私人間で締結された契約、合同行為などの法律行為を補充してその法律上の効果を完成させる行為である。
- 12 「確認」とは、特定の事実または法律関係の存否について公の権威をもって判断する行為で、法律上、法律関係を確定する効果の認められるものをいい、選挙人名簿への登録・戸籍への記載・犬の鑑札の交付・弁護士登録などがこれに該当する。
- 13 判例は、農地調整法が、農地の賃借権の設定・移転は市町村農地委員会の承認がなければその効力を生じないとしつつ、承認を行う場合の要件を規定しなかった点につき、承認するかしないかは農地委員会の自由な裁量に委ねられている、と判断した。
- 14 公務員につき、国家公務員法に定められた懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、行うときはいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているわけではなく、裁判所は懲戒処分の適否を、懲戒権者と同一の立場に立って判断すべきである、とするのが判例である。
- 15 旧清掃法第15条第1項の汚物取扱業の許可は、同法の目的と市町村の清掃計画に照らし、市町村がその責務である汚物処理事務を円滑完全に遂行するのに必要適切であるかどうかという観点から、これを決すべきものであるから、市町村長の自由裁量に委ねられている、とするのが判例である。

短答実力診断テスト【行政法】問題

- 16 土地収用法による補償の額は「相当の価格」等の不確定概念をもって定められているので、補償の範囲及びその額の決定につき、収用委員会に裁量権が認められている、とするのが判例である。
- 17 行政行為は公定力を有するので、仮に行政行為に重大かつ明白な瑕疵があったとしても、無効の主張をするためには、行政事件訴訟によって無効の確認を得なければならない。
- 18 行政行為が段階的に連続してなされ最終的に目標を達成する場合に、先行行為に違法があれば、それを理由として、後続行為には独自の違法がなくとも後続行為が違法であることを主張できる場合がある。
- 19 「不可争力」とは、たとえ行政行為に瑕疵があっても、一定の場合に行政庁がこれを取り消し、または変更することを許さないという効力である。
- 20 「不可変更力」とは、処分が違法な場合であっても、一定期間後は、それに不服がある者でも争うことができなくなるという効力である。
- 21 行政処分が当然無効であるというためには処分に重大かつ明白な瑕疵がなければならないが、瑕疵が明白であるとは処分成立の当初から誤認であることが外形上客観的に明白である場合を指す、とするのが判例である。
- 22 行政庁が瑕疵ある意思表示によって行政行為をした場合は、民法の意思表示に関する規定が適用されると一般的に解されている。
- 23 「瑕疵の治癒」とは、行政行為がなされたあと、欠けていた要件の追完がなされ、その結果、瑕疵がなくなることをいうが、判例は法律による行政を重視し、瑕疵の治癒を認めていない。
- 24 行政行為によって権利変動が生ずるのは、特段の定めのない限り、意思表示の一般原則に従い、意思表示が相手方に到達したときである。
- 25 行政行為の取消しの実質的根拠は適法性の回復あるいは合目的性の回復にあるから、行政行為の取消しには法律の特別の根拠は必要ない。
- 26 授益的行政処分を取り消そうとする場合私人の信頼保護が問題となるが、法律による行政の原理が優先され、取消権は制限されないと解されている。
- 27 「撤回」とは、有効に成立した行政行為の効力を、その後生じた事情（後発的事情）を理由として行政庁が失わせることである。
- 28 撤回権は処分権と裏腹の関係に立つものであるから、処分庁のみがこれを行使でき、監督庁は撤回の命令を出すことができるのみである。
- 29 「負担」とは、許可・認可などの授益的行政行為に付加される意思表示で、相手方に特別の義務を命ずるものであるが、相手方がこれに従わなかった場合は、許可・認可の効力は当然に失われる。
- 30 附款は、行政行為の効果を制限したり、あるいは特別な義務を課すものなので、法律が附款を付すことができる旨を明示している場合にのみ認められる。
- 31 行政契約という手段が許されるのは非権力的分野である給付行政に限られ、行政行為という権力的な手段が主要的な役割を演じる規制行政の分野には行政契約は存在しない。

短答実力診断テスト【行政法】問題

- 32 行政指導とは、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの」と定義されるが、明文で行政指導の定義をおいている法律はない。
- 33 助成的行政指導には法律の根拠が必要ないが、規制行政指導には法律の根拠が必要となる。
- 34 行政指導は非権力的な行政活動であるので、当該行政機関の組織法上の権限の範囲外であっても行うことができる。
- 35 行政計画には様々なものがあるが、行政計画の多くは、行政の実現すべき目標を示した「目標計画」であって、直接国民の自由を制限する拘束力のある「統制計画」は例外的である。
- 36 強制執行は物理的に私人の自由を拘束し又は財産権を侵害することになるので、当然法律の根拠が必要となるが、義務賦課行為について法律の根拠があればよく、実力行使に関しての法律の根拠は必要ない。
- 37 行政代執行の要件は、法律によって命ぜられ、または行政行為によって命ぜられた義務のうち、代替的作為義務の不履行がある場合であって、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することがいじりしく公益に反すると認められることである。
- 38 条例によって行政上の強制執行を行うことができる。
- 39 「執行罰」とは、義務の不履行に対して、一定額の過料を課すことを通告して間接的に義務の履行を促し、なお義務を履行しないときに、これを強制的に徴収する義務履行確保の制度である。
- 40 市の宅地開発指導要綱を遵守させるために、水道事業者がマンション建設業者らとの給水契約を拒んだ場合には、水道法第15条第1項にいう「正当の理由」が認められる。
- 41 行政刑罰は、刑法に刑名の定めある刑罰を内容とする行政罰であって、例外なく刑事訴訟法に従って科刑される。
- 42 行政上の秩序罰と行政刑罰は、目的・要件及び実現の手段を異にしているので併科を妨げない、とするのが判例である。
- 43 即時執行は、義務の不履行を前提とせず、人又は物に対して実力を行使する制度であって、私人の義務の存在を要件としない点で直接強制と異なる。
- 44 行政調査に際して実力を行使したり、調査の妨害を罰則により防止しようというときには作用法上の根拠が必要となるが、相手の任意の協力を待つてなされる行政調査に関しては、作用法上の根拠は必要とならない。
- 45 憲法第35条は刑事手続に適用があるものであって、行政調査手続には適用されないので、令状主義の要請が行政調査に及ぶと解することはできない。
- 46 地方公共団体の活動については、行政手続法は一切適用されない。
- 47 処分手続においては原則として口頭審理主義を採用し、限られた範囲でのみ書面審理主義を採用している。
- 48 申請に対する処分の審査基準の設定・公表は原則として義務であるが、不利益処分の処分基準の設定・公表は努力義務にすぎない。

短答実力診断テスト【行政法】問題

- 49 聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は、原則として行政不服審査法による異議申立てをすることはできない。
- 50 行政指導に対しては、責任の所在の不明確、内容の不明確等の理由でその不透明性が批判の対象となっていたので、行政手続法は一律に文書交付を義務付けて、行政指導の明確化を図った。
- 51 情報公開法第1条は、情報公開法の目的は、国民主権の理念にのっとり、政府保有の情報に対する国民の知る権利を認めることによって、政府の説明する責務を全うすることにある、としている。
- 52 情報公開法は国の行政機関のみを対象としているので、国会・裁判所は対象機関になっておらず、また地方公共団体も対象機関とはならない。
- 53 防衛関係情報や外交関係情報は、国の安全等に関する情報としてすべて不開示とされる。
- 54 不開示情報であっても、公益上の理由により特に開示する必要が認められる場合には、行政機関の長の裁量により開示することができる。
- 55 私人の行為が行政庁に到達した場合には、たとえ行政行為がまだなされていないとしても、私人はそれを撤回できない、とするのが判例である。
- 56 行政庁が審査請求もしくは異議申立てまたは他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分を書面で行う場合には、書面により教示をすることが必要である。
- 57 行政不服審査法は原則として書面審理主義を採用しているが、審査請求人等の申立てがあったときには、審査庁・処分庁は申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないものとした。
- 58 行政不服審査法は職権証拠調べを許容しているが、職権探知までは認めていないと解されている。
- 59 行政不服審査法は、異議申立て・審査請求・再審査請求という三種類の不服申立ての定めをおいて、処分に対する不服申立てについては審査請求中心主義を採用している。
- 60 処分に対して不服申立てが提起されたときは、処分の効力、処分の執行及び手続の続行は妨げられる。
- 61 裁決には拘束力があるので、棄却裁決によって処分が維持された場合は、関係行政庁はそれに拘束され、自らその処分を取り消すことはできない。
- 62 原処分と不服申立棄却の裁決・決定があった場合には、原告は原則として処分の取消訴訟、裁決の取消訴訟のいずれも提起できるが、裁決の取消訴訟で主張できるのは裁決固有の瑕疵のみであって、原処分の違法は主張できない。
- 63 食品の輸入に対してなされる検疫所長の食品衛生法違反の通知は、取消訴訟の対象となる。
- 64 関税定率法第21条第3項による税関長の通知は、観念の通知であるとはいっても、それにより適法に輸入することができなくなるという法律上の効果を及ぼすものだから、行政事件訴訟法第3条第2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当する、とするのが判例である。
- 65 都市計画区域内において工業地域を指定する決定は、地域内の土地所有者等に建築基準法上新たな制約を課し、その限度で一定の法状態の変動を生ぜしめるものであるので、これに対する抗告訴訟は許される、とするのが判例である。

短答実力診断テスト【行政法】問題

- 66 判例は、都市計画法上の開発許可によってがけ崩れ等の危険にさらされる者に開発許可の取消しを求める原告適格を認めている。
- 67 土地改良事業施行の認可の取消訴訟の係属中に、事業計画に係わる工事及び換地処分がすべて完了し、事業計画施行地域を施行以前の原状に回復することが、社会的経済的損失の観点からみて、社会通念上不可能であるとしても、認可処分が取り消されれば換地処分等の法的効力に影響を与えるので、認可処分の取消しを求める訴えの利益は消滅しない、とするのが判例である。
- 68 建築確認は、それを受けなければ工事をすることができないという法的効果を付与されているにすぎないから、建築確認処分の取消しを求める訴えの利益は、建築物の建築工事が完了した場合には失われる、とするのが判例である。
- 69 取消訴訟は、処分又は裁決のあった日から3か月以内に提起しなければならない。
- 70 訴訟の結果に重大な利害関係をもつ第三者の利益保護のために、裁判所は当事者又は当該第三者の申立てあるいは職権により、第三者を訴訟に参加させることができる。
- 71 行政事件訴訟は、弁論主義を基調とするので、職権探知主義や職権証拠調べは認められていない。
- 72 取消訴訟で行政処分が違法と判断された場合、行政庁はその処分の違法を理由とする国家賠償請求訴訟において処分の適法性を主張できない、と解されている。
- 73 行政処分に対して取消訴訟が提起されても、処分の効力、処分の執行又は手続の続行は妨げられないが、裁判所は職権により執行停止をすることができる。
- 74 執行停止の決定があったときは、内閣総理大臣は、裁判所に対して異議を述べることができ、裁判所は、異議に理由があると認めたときは、執行停止の決定を取り消さなければならない。
- 75 無効確認訴訟は、行政処分が無効又は不存在であり、公定力・不可争力などの一切の効力が欠けていると主張して提起されるものであるから、取消訴訟とは違い出訴期間に制限はない。
- 76 不作為の違法確認訴訟は、処分又は裁決についての申請をした者に限り提起することができ、申請する以前に提起された訴えは不適法となる。
- 77 行政庁の公権力の発動を求める訴訟、いわゆる義務付け訴訟は、行政権の第一次的判断権を侵し三権分立に反するものなので認められない。
- 78 当事者訴訟は、対等な当事者間の権利に関わる紛争であるので、行政事件訴訟ではあるが、民事訴訟と基本的な構造を異にするものではない。
- 79 国家賠償法第1条第1項の「職務を行うについて」といえるためには、公務員が客観的に職務執行の外形をそなえていればよく、主観的に権限行使の意思をもっている必要はない、とするのが判例である。
- 80 刑事事件において無罪の判決が確定したときは、検察官のなした公訴の提起は違法であったこととなり、国は国家賠償法第1条第1項により損害賠償義務を負う、とするのが判例である。
- 81 税務署長のする所得税の更正は、所得金額を過大に認定していたとしても、直ちに国家賠償法第1条第1項という違法があったとの評価を受けない、とするのが判例である。

短答実力診断テスト【行政法】問題

- 82 国家賠償法第1条により国又は公共団体が損害賠償の責を負う以上、被害者が公務員個人の責任を追及することはできない、とするのが判例である。
- 83 国家賠償法第2条は民法第717条類似の規定として立案されており、また「道路、河川その他の公の営造物」という文言を用いているので、動産は「公の営造物」には含まれない。
- 84 国家賠償法第2条第1項の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、これに基づく国及び公共団体の責任については、その過失の存在を必要としない、とするのが判例である。
- 85 崩土、落石の危険性がある道路に防護柵を設置するとした場合、その費用が相当の多額にのぼり、予算措置に困却するであろうと推察できるときには、道路の管理の瑕疵によって生じた賠償責任を免れうる、とするのが判例である。
- 86 国家賠償法第2条第1項にいう「公の営造物の設置又は管理に瑕疵」があるとは、公の営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうが、この「通常有すべき安全性」とは、本来の用法に限定されるものではなく、設置管理者が通常予想しうる用法まで含むべき、とするのが判例である。
- 87 国家賠償法第1条・第2条に基づく損害賠償について、当該行政の監督責任団体と費用負担団体が異なる場合には、被害者はそのいずれに対しても、損害賠償請求を行うことができる。
- 88 国家賠償法第4条は、同法第1条第1項の規定が適用される場合においても、民法の規定が補充的に適用されることを明らかにしているが、消防署職員の消火活動には高度の注意義務が課せられているので、消防職員の消火活動上の過失については失火責任法は適用されない、とするのが判例である。
- 89 公共の用に供するために財産権を収用ないし制限するための法律に補償の規定がない場合、直接憲法第29条第3項を援用して補償を請求することができる、とするのが判例である。
- 90 土地収用法は、土地の収用に際して、当該土地の価格のほかにも、移転料、離作料、営業上の損失、精神的損失の補償をすることを規定している。
- 91 事務配分的機関概念とは、当該行政機関の担当する事務を単位として機関を把握するものであるが、これは国家行政組織法が採っている機関概念である。
- 92 専決・代決とは、実務上の処理の仕方として、形式的な代理権の授与をすることなく、事実上、当該行政官庁の行為を補助機関が当該行政官庁の名前で行うことである。
- 93 上級行政官庁は下級行政官庁に対して指揮命令権を持つので、上級行政官庁は、特別の法律の根拠がなくても、下級行政官庁の権限を代執行できる。
- 94 内閣の閣議の運営については、内閣法で定められており、閣議決定をするには過半数の賛成が必要と規定されているが、実際には全会一致が慣行となっている。
- 95 委員会及び庁は、省と同じく国家行政組織法第3条に基づく機関であるが、省のように内閣の直接の統轄下に置かれるものではなく、省の外局として位置づけられている。
- 96 市のなかには、指定都市、中核市及び特例市の制度があるが、これは一定以上の人口を持つ市については、より多くの権能を与えようとするものである。

短答実力診断テスト【行政法】問題

- 97 地方公共団体の首長と議会は、ともに住民の直接選挙により選出されるものであるから、首長は議会を解散させることはできないし、議会も首長に対し不信任決議をすることにより失職させることはできない。
- 98 地方公共団体の住民が、条例の制定・改廃を請求するためには当該地方公共団体の有権者の50分の1以上の署名が必要であり、請求が成立した場合は、住民投票が行われ、条例の制定又は改廃の可否が決められる。
- 99 公務員は秘密を守る義務を有するが、その義務は公務員を退職した後であっても同様であり、その義務に違反した場合は刑事罰によることになる。
- 100 公物は、利用目的により公共用物と公用物に分類でき、公共用物が、国の府・省や県庁の建物及びその敷地等、官公署の用に供されるものを指すのに対して、公用物は、道路・河川・公園・海岸等、公衆の用に供されるものを指す。